

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として、被扶養者の収入の確認における留意点について、全国健康保険協会等の医療保険者に事務連絡を発出しています。主にワクチン接種等の臨時業務に従事する扶養者を想定しており、被扶養者の要件確認にあたり、一時的に収入が増加した場合でも、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みで判断することや、一時的な事情等により結果的に年間の収入が130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないことなどを医療保険者に求めているものです。

●健康保険の被扶養者認定について

健康保険の被扶養者認定は、年間収入が130万円未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後1年間の収入見込で各保険者が判断することとされており、認定に当たっては、過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどを用いることとなっています。今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、被扶養者の収入の確認における留意点について、下記のとおり、改めて周知が行われました。

- (1) 被扶養者として認定した者については、認定後、少なくとも年1回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましいこと。
- (2) 確認に当たり、被扶養者の収入については、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとする。この際には、勤務先から発行された給与明細書、市区町村から発行された課税証明書等の公的証明書等を用いること。
- (3) 今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。
- (4) 確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

ご不明点等がございましたら各担当までお問合せ下さい。

岡橋志甫